

第一回
參議院工業委員會會議錄第十五号

(四) 凡

○委員長(稻垣平太郎君) 大体今日ま

○委員長(稻垣平太郎君) 大体今日まで五回ほどの臨時石炭鉱業管理法案の委員会を開きましたし、尙二日に互つて公聴会を開きましたわけでありまして、若し一般の御質疑が、いわゆる総括論的な御質疑がない場合には、この前申上げましたように逐條的な質疑に移りたいと思うのでありますが、これについては一應御相談上げたいと思つたわけですが、聞くところによりますと、衆議院においては政府の原案に對して相當の修正をいろいろ論議されておるやうに伺つておるのであります。従つて仮に修正されるというやうな場合には、本院に参りました場合に、又もう一度逐條的に繰返して論議しなければならんということに相成りまするので、これは私案でございますが逐條的の審議ということの代りに題目を決めましてこの問題について予め皆様方の質疑をしないと頂く。そういったしますと衆議院から回付されましたに、審議が速かに行われ易いのではないか。かように考えておるのであります。そういうた方法では如何かと思ふのでありますが、私の考えておりますのは、大体こういつたようなテーマにつきまして、一應商工大臣なり政府の委員から御説明を願ひまして、それに對して御質疑をするという形をとつたら如何かと考えておるのであります。私の考えておりますのは、先ず本法案における商工大臣、石炭廳長官、石炭局長の権限の問題、第二に全國の

業権に與える所の影響、こゝいつたよ

○佐々木良作君 一應私個人としては

○委員長(稻垣平太郎君) 佐々木委員

の仰しやつたように、水曜日には各派の打合せがあるので、午後は委員会を開かないということになっておりますが、本日は予定が變つて、実は午前中、議事散會後に開くことになっておりますが、變更をして本日この時間に及んだわけでありますからその点懸しからず御了承下さい。ただ商工大臣も御多忙のようでありますので、偶々御出席を得たのでありますから、できれば質疑を続行したら如何かとかように考えておるわけであります。

○佐々木良作君　そうです。というの

般質疑のことについて御意見の方はと

ありますが、北海道の石炭の不振の原

因であります。当時大臣から、できれば調査班を一班乃至二班を作つて、できるだけ速かにその結束をつけたい。できることなら先月の中にでもその結論を得たい。こういう御答弁がございました。もう大分日にも経つておりまするし、今日は十一月の五日になつておるから、恐らくその結果がお分りになつたのではなからうかと思ひますが、お分りでございましたら、この機会にちよつと承りたいと思ひます。

○國務大臣(水谷長三郎君) 只今お尋

したが、三班とも結論は、大体この

院の審議期間の中には、大体全部の御

○政府委員（平井富三郎君） 本年度の

配炭の概況を申上げたいと思います。配炭の計画作成につきましては、現在では安定本部が各方面からの需要を聴きまして、それと生産を見合わせまして、各方面の割当を決定いたしました。石炭蔵においてこれを実施して行くという建前になつております。それで例へば最近の第三・四半期、十月から十二月までの第三・四半期の例で申上げますと、先ず第一に消費規正のむずかしい部門と申しますか。或一定のペー
スはどうしても確保しなければなら

いは、勿論努力しておりますが、二

ますので、これも指示のありました数

こういう以上申上げましたような需

要は、産業に重要な関連は勿論持つわけではありますが、生産それ自体について直ちにそれが鉄の生産を増すとかいうようなことではございませんで、いわゆる特殊な用途及び補助的な、生産に基礎的な意味は持ちますが、生産自体ではございませんで、まあ補助的な部門に対する配炭が今申上げましたように相当数量あるわけであります。それ以外のものが各産業にばら撒かれておるのであります。

北海道の煙炭の問題がございまして、これも産業には直接関係がござい

すか。或いは表にいたしてお配りして

然るところ先般十六日でありましたか

ますと、私がこの前承りました御答

振興せしむるということをつたこと

を、この法案提出の最大の理由のよ

うに強調されましたが、私がこの法案

を提出いたしましたのは、只今読みま

した三つの理由で提出したような次第

でございます。その点は予め御了承を

願いたしたいと思います。更に又現在の資

本主義経済組織の下におきまして、一

つのこのような産業に関する法案

を出します場合におきましては、一〇

〇労働者の立場に立つた法案を出す

ことも間違いであると共に、又一〇〇

〇経営者の立場に立つた法案を出すこ

とも、これは間違いでございます。こ

の法案がいわゆる経営者の希望と労働

者の要求とのそのどこに線を引くかと

いうところに、政府のいわゆる任務が

あるのでございます。労働者の立場か

らは國管は原則として賛成だ。是非や

つて貰いたい。併しこの二つの点が最

後の生命線であると言ふことは労働者

の立場として言うことは何ら差支えな

いのであつて、これは前回のことで

あろうと思ひます。これに反して経営

者の側からこの法案が行き過ぎである

とかいふ御批判のあることもこれ

又当り前のことであります。西尾官房

長官がこの法案が閣議で決定されたこ

に、政府を代表して発表して、この

法案は労働者並びに経営者側から反対

を蒙るところの案であるが、それでい

いのだ。いわゆるどちらかの立場から

全面的に賛成できるような案ならば、

それは政府として出すのは間違ひだ

という外ならないのでございませう。

そこで我々は結論として申し上げます

〇清水武夫君 知りたいのですが……

〇政府委員(平井富三郎君) 申上げま

答弁があつたように聞いております。

〇清水武夫君 知りたいのですが……

〇政府委員(平井富三郎君) 申上げま

日本の國民の務めといたしましては、この法案が出るまでにいろいろの立場からいろいろの批判或いは攻撃が行われることは、これは当然でございまして、東條時代のように、政府が出せば、全部がそれと一致してこれをば面従腹誹式に支持するというのが間違ひであります。併し我々の現在の日本の國民の務めといたしましては、この法案が國家の最高意思を國會が決定するまでにいろいろの案が行われまして、そのいろいろの案に基きまして、一度國會が國家の最高意思を決定いたしましたならば、如何なる立場の者も肅然と襟を正して、その國家の最高意思の決定に従つて、石炭の生産増強に當り當らなければならぬというのが、現在のこの民主日本における國民の往くべき道であらうと思つております。

從つて労働者諸君の代表が、この二つの案を最後の案の線のところは譲るのだと言ふのは、この法案が最後の決定を受けるまでは労働者の立場としてこれは當然言ふべきところの主張であるというように私は考へております。

○小林英三君 私が今御質問いたしましたのは、國管案を提出されました上におきましては、これは増産を目的にされたのだ。然るに労働者の各位はこの二つの線が守られなければ責任が持てないと言つておられるのである。この責任が持てないと言つておられるのは、労働者としては自分の意思としてそういうことを主張するのは當然であるが、今仰しやいましたけれども、それはこの前商工大臣が、資本家は反対しているけれども、全國の労働者がこの法案の通過に対しては全部賛成しているのだ。こういうこと

になりまして、それではどつちが正しいのか。労働者は勝手にそういうことを言ふからということでありまして、水谷さんが言うように、全國の労働者がこれに賛成するということも勝手に言つておられると言へるのであつて、水掛論になるのじやないかと思ひます。

○國務大臣(水谷長三郎君) 大体労働組合の方でも、一部の急進的な人々の考へ、政府の案は不徹底であるということをおっしゃる方がありますが、私が九州その他の各地を廻りまして、只今出しておるこの政府の案ならば、これによつて十分増産をやつていけるということは今言つております。併しながらこの法案が不幸にして労働者の意思に反した若干の修正が行われた場合にはどうなるかということになりますと、多少労働者は失望するかも知れませんが、併しながらその失望した労働者を又振起して、この法案を出して石炭の生産増強に邁進せしめるところに政府の努力と任務があるのだと思ひます。即ち労働者の代表の一部の者がこの二つの線において責任が持てない。ああそうですかと政府が引下るようであれば、政府の存在價值はないのでございまして、そういう場合に一時落胆いたしました労働者を引締めて又生産増強をやらして行くということに、政府の努力と使命があるという場合に御了解をお願いしたいと思います。

○下條泰兵君 只今小林委員から、公聴会のなにとり上げて御意見が出たのでありますが、公聴会には委員の出席者が割合少かつたのでございまして、全体として御存じない方もあるのじやないかと思ひますが、その意味で公聴会の速記録を至急印刷せしめて配付する

るようになつておると思つております。只今小林さんの御意見は最後の質問だつたのでありますが、私はその席に終始おつたのでありますが、労働者の諸君は組合の代表者ではあります、すが、そういう組合が協力するとかしないとかという重要問題に対して即答し得る権限を以て出て来ておつたのじやありませんから、私の見るところによつて、小林委員の疊かけの質問に對し一答弁に當惑しておつたのであります。翌日私のところに來た一人の代表は、大変困つたのだと言つておりましたが、速記録を見なければはつきりしたことは申し上げられませんが、私の聴いておつた印象におきまして、四人が四人とも少くともそうはつきりこの二点が通らなければ協力しないと言つておつたと思つたのであります。ただ労働者の立場におきまして、これより譲歩しても、お前達は協力するかと問はれて、もつと譲歩して協力しますと言ふのは、組合の代表であれば立場上からこれは言う筈はないと思つたのであります。そのような事情だつたということに附加しまして、速記録を至急印刷の参考に役立つやうに御配付願ひたいと希望する次第であります。

○委員長(稻垣平太郎君) 公聴会の速記録は今印刷中ですから、もう直ぐ皆様方にお配りできるだらうと思ひます。

○細川嘉六君 私も公聴会に出ておつた方ですが、労働者側の意見というものは正確なことは私もここに言へないが、全体の感じとしては責任は持てないというところを言つたと思ひます。水谷君にお聴きしたいのは、この前にもこれ

を問題にしたのでありますが、労働者の労働意欲というものを今までにない程に盛り上げさせなければ、これは炭鉱の成績も挙げられない。そして又政府の発表なさつた石炭に関する文書の中にも、労働者の労働意欲というものを相当重視しておるわけだ。そしてそれは、そうしなければならぬ。それがこの國管案におきましては、労働者の責任は重くして、實際は生産に奮起するといふ程のインセンティブを發揮させるものがない。ここに重大な欠点がある。この間からこの委員会においても、この國管案を行ふとなれば現実に増産ができるかといふことについて他の委員からいろいろ質問が出ておるのです。それについて商工大臣水谷君の返答は、質問者に確信を與えるようなものではない。それは一つの点を抜かしておるからだ、労働者の労働意欲が空前の程度において揚がれば、こうなるのだといふことを証明されれば、これは目的を達することであらうと思ひます。その点は全くほやけておる。實際この法案がその点については何らの刺戟を労働者に與えるようなものにはなつておらん。それで労働者側が必ずこの法案を支持するだらうと、水谷君が言われたのですけれども、實際は労働者というものは少くとも懷疑的に見ている。それなつて來ますと、この増産を目的とするこの法案というものは、少くともこの重大な欠点を持つておる。目的を達するには少からざる障害をそれ自身持つておると見るより外はない。で、私は重ねて水谷君に質問するのでありますが、果してこれで増産ができるか、この法案を実施することによつて増産ができるかといふことであります。自信を以てそれは言へることであ

るかといふことをお伺ひしたいのであります。

○國務大臣(水谷長三郎君) 只今の点は、これはいわゆるこの法案が通らなかつた場合と、そして通つた場合とどちらが生産増強になるかといふ、これは比較論でありまして、飽くまでも相対的なものであつて、絶対的なものではないと思つております。そこで前も細川さんにも私お答したのであります。この法案は或いは共産黨の立場から、不徹底なものであるといふお叱りを蒙ることは、これは尤もであらうと思ひますが、それはこういうやうな法案がない現在の労働者の社会上、經濟上の地位と、不徹底ではあるけれども、共産黨の立場からは不徹底であるけれども、この法案が通つた場合におけるところの山における労働者の經濟上或いは社会上の地位と、どちらがどうかといふこともやはり比較論になると私は思つております。この法案が通れば、こうだこうだといふことはそういう絶対的に言へるものじやないのであります。そういうふうにして比較をいたしました、そういう例えば向うが五であるのに対して或いは七である。或いは八であるという場合に言えるのであります。私は只今の細川さんの御質問に對しまして、この法案が通らない場合とこの法案が通つた場合と比較して、私はこの法案が通つた場合が生産の増強になるかといふことを比較的に申上げるだけのこととて言ひます。

○委員長(稻垣平太郎君) 他に御質疑はございせんか。

○細川嘉六君 重ねて申しますが、労働者の生産意欲が十分揚がらなければ

○委員(稲垣平太郎君) 他に御質疑はございせんか。

○細川嘉六君 重ねて申しますが、労働者の生産意欲が十分揚がらなければ

○委員(稲垣平太郎君) 他に御質疑はございせんか。

○細川嘉六君 重ねて申しますが、労働者の生産意欲が十分揚がらなければ

○委員(稲垣平太郎君) 他に御質疑はございせんか。

○細川嘉六君 重ねて申しますが、労働者の生産意欲が十分揚がらなければ

○委員(稲垣平太郎君) 他に御質疑はございせんか。

○細川嘉六君 重ねて申しますが、労働者の生産意欲が十分揚がらなければ

○委員(稲垣平太郎君) 他に御質疑はございせんか。

○細川嘉六君 重ねて申しますが、労働者の生産意欲が十分揚がらなければ

○委員(稲垣平太郎君) 他に御質疑はございせんか。

○細川嘉六君 重ねて申しますが、労働者の生産意欲が十分揚がらなければ

○委員(稲垣平太郎君) 他に御質疑はございせんか。

○細川嘉六君 重ねて申しますが、労働者の生産意欲が十分揚がらなければ

○委員(稲垣平太郎君) 他に御質疑はございせんか。

○細川嘉六君 重ねて申しますが、労働者の生産意欲が十分揚がらなければ

○委員(稲垣平太郎君) 他に御質疑はございせんか。

○細川嘉六君 重ねて申しますが、労働者の生産意欲が十分揚がらなければ

○委員(稲垣平太郎君) 他に御質疑はございせんか。

○細川嘉六君 重ねて申しますが、労働者の生産意欲が十分揚がらなければ

○委員(稲垣平太郎君) 他に御質疑はございせんか。

○細川嘉六君 重ねて申しますが、労働者の生産意欲が十分揚がらなければ

○委員(稲垣平太郎君) 他に御質疑はございせんか。

○細川嘉六君 重ねて申しますが、労働者の生産意欲が十分揚がらなければ

全部賛成してゐる。この法案では労働者が奮起するようなものは與へられておらん。それにはこの法案というものは、前に社会党の方で作つた労働者を本當に立ち上らせる。インシヤチーブを發揮させるようなもの、あゝいゝものがこの中に織り込まなければ私は目的を達せられんと思ふのだが、どういふことか社会党のあの案は段々と影を潜めてしまつて、そして段々直して直して今日のこの案ができたのであつて、そして労働者の代表といふものは、この間の公聴会を以て迎へても、これに對して熱意を以て迎へるといふものではない。そうするとこの案は、更に炭鉱業者側もこれに對しては賛成はしておらん。労働者側も賛成しておらん。両者両方から嫌われてしまつておらん。そうするとこれは増産にはならない結果と見なければならんと思ふのであります。誰も本氣になつてこれを援へん。それは大事な点を落しておるからである。勤労者の労働意欲を本當に高めるようなものになつておらんからそうなるのである。そのあたりは十分責任を持つて増産を考えられる場合には考えなければならん点じやないかと思ふ。実際に労働組合が組織されて、考え方もちやんとしておるところと、してないところとは出炭量も違つておる。そういうところから見ますと、はつきりしたことではないのですか。殊に石炭の生産価格の大部分は労賃によつて占められておるといふ關係において、本當に労働者といふものが立ち上るといふものを與へなければ

これは増産はできないというのが私の考なんでありませう。この法案では労働者が奮起するようなものは與へられておらん。それにはこの法案というものは、前に社会党の方で作つた労働者を本當に立ち上らせる。インシヤチーブを發揮させるようなもの、あゝいゝものがこの中に織り込まなければ私は目的を達せられんと思ふのだが、どういふことか社会党のあの案は段々と影を潜めてしまつて、そして段々直して直して今日のこの案ができたのであつて、そして労働者の代表といふものは、この間の公聴会を以て迎へても、これに對して熱意を以て迎へるといふものではない。そうするとこの案は、更に炭鉱業者側もこれに對しては賛成はしておらん。労働者側も賛成しておらん。両者両方から嫌われてしまつておらん。そうするとこれは増産にはならない結果と見なければならんと思ふのであります。誰も本氣になつてこれを援へん。それは大事な点を落しておるからである。勤労者の労働意欲を本當に高めるようなものになつておらんからそうなるのである。そのあたりは十分責任を持つて増産を考えられる場合には考えなければならん点じやないかと思ふ。実際に労働組合が組織されて、考え方もちやんとしておるところと、してないところとは出炭量も違つておる。そういうところから見ますと、はつきりしたことではないのですか。殊に石炭の生産価格の大部分は労賃によつて占められておるといふ關係において、本當に労働者といふものが立ち上るといふものを與へなければ

全く増産意欲を高めるといふことは口だけのことになりはしませんか。何も共産党は極端なことを言つておるわけでもない。これは一般勤労者と炭鉱労働者の生産意欲といふものは、どうして持上るかといふことについて考慮することから言つておるのであります。全く現状から懸け離れてはおられないのであります。労働者の労働意欲を眞に盛り上げるといふ点が非常に大事な点と思ふが、この案は全くこれと離れておる。どうも、責任を持つて政府は増産をこの案によつてやると言ふが、誠にこれは危険じやないかと思ふのだが、どうですか。

○國務大臣(水谷長三郎君) それは細川さんと仰しやうなように、眞に労働者の労働意欲を振興することができればそれはそれによつてはあります。併しながらい(〇〇〇)労働者の労働意欲を振興することはできなくとも、假令七〇%でも五〇%でも振興することができれば、それだけ生産増強に役立つのであります。政治といふものは諸般の事情を斟酌いたしまして、やはり落着くべきところに落着くのであります。従つて私はこの法案は絶対的のものでなく、相対的のものであるといふことは、そういう点を指すのでございまして、我々は(〇〇〇)或いは労働者の労働意欲を振興することができなくとも、假令七〇%でも、或いは時と場合においては五〇%でも労働者の労働意欲を振興することに役立つことができれば、その法案を採用するといふように我々はせねばならんじやないか。このように考へておる次第であります。例へばもつと突つ込んで具体的に、それは生産協議会なら生産協議

会の場合に、こうすれば一〇〇%振興することができるといふ具体的な例を細川さんがお示し下さいますならば、私はそれに答へて、こうしておるから七〇%振興することができるといふ工合に、具体的にはつきり答へることができると思ふのであります。我々はそういうより絶対的な立場に立つておらないで、相対的な立場に立ちまして、この法案といふものを眺めなくてならぬのではないかと、このように考へておる次第であります。

○堀末治君 この質問は前にも一度お尋ね申上げたのでございまして、どうも私大臣の御答弁ははつきり呑み込めません。當時大屋君からも、どうも私もその答弁は分らない。こういうのであります。當時はもう時間がないのでそれでその時は終つたのでございまして、甚だ恐縮でございましてけれどももう一遍重ねて伺ひして見たい。

それはこの十月の三日、マツカーサー元帥の片山首相に對するこの國管問題に對する書簡に對して、政府は急遽増産非常対策要綱といふものを発表せられたのであります。この対策要綱は國管を前提としての要綱であるか、若しも國管案が成り立たないで、在來の私企業の場合に於いて、政府としてはこの対策要綱をこの儘に推進するのでございませうか。私かように尋ねたのでございまして、當時の大臣の答弁は、どうも私呑み込めませんでございまして、今日もう一遍、この点についてはつきり聴かせて頂きたいと存じます。

○國務大臣(水谷長三郎君) それは前にもお答へいたしましたように、このいわゆる石炭非常増産対策要綱といふものは、いわゆる國管と關係のあるものではございません。併しながら私の信するところによりますならば、この石炭非常増産対策要綱を強力に推進して行くためには、只今御審議になつておる國管が必要である。このように考へております。これは私個人の意見であります。

○堀末治君 それでは程は分りましたが、私思いまするに、この片山内閣が成立いたしました、當時すでに石炭の増産が強く叫ばれておつたのであります。私共この鉱工業委員として初めてこの席に出席いたしましたのは、確か六月の十四日、三日か四日だつたと思ひましたが、その時に石炭廳の吉田次長並びに生産局長が見えて、纒石炭の生産の状況の御説明がありまして、と同時に、非公式ではあるが、というて、まだ一向決まつておらないが、というて、吉田石炭廳次長からこの國管案の大体の骨子についてお話がございました。それ程政府が重要な政策としてこの石炭の増産を取り上げておつて、六月、七月、八月、九月、十月、約この期間四ヶ月程ございまして、増産が政府の思ふように、又國民が思ふように増産されておりません。然るにも拘らず、マツカーサー元帥からこの國管案の上程に對して書簡を頂くまで、なにもこの増産に對して政府自身は手を打たないでいられた。この点私は甚だ遺憾に思ふのでございまして、これらの点については如何なる事情がございしたか、それらについて御答弁願ひしたいと思います。

○國務大臣(水谷長三郎君) 只今堀さんは七月、八月石炭の増産に對して、政府は何ら手を打たなかつたというお叱りを蒙りましたが、手を打つたか打たないかは、七月、八月、九月の石炭の生産増強の現実に示しております。現に國會においては七月に石炭増産に感謝決議をした。この事實は、その裏面において政府が如何に大きな手を打つて、日本の石炭増産を初めて一〇〇%を突破せしめたかといふことを雄弁に物語つておるのであります。我々はそういう主観的な感情論でなく動かすことができないいゝゆる事實を以て、政府が如何に石炭の生産増強に手を打つて来たかといふことを雄弁に立証したい。このように考へます。

○玉置吉之丞君 只今までの質問なり應答を伺つておりますと、これがやはり増産になるかならんかといふことが私共の一番狙ひ所でありまして、又皆さんもそうであると思ふのであります。が、経営者の側において全面的に反對をしておるといふことは、これは公知の事實であつて、すでに我々の手許にいろ／＼な陳情が來ておることにして、又一面労働者の方の側の公聴会その他の場所における話等を総合いたしますと、これも亦肚の底からこういうものに賛成をしておらん。或いは見方によれば、ないよりましかも知れんといふような考へ方をしておるやうな話合もあり、又先刻小林君から御指摘になつたやうに、この間の公聴会の労働者側のお話は、要するに炭鉱全部を對象にせんけすれば、これは意をなささん、又この生産協議会といふものが一つの決議機関であつて、それが權威のあるものでなければ、我々としては認めないといふやうな議論をしておりました。

政府は何ら手を打たなかつたというお叱りを蒙りましたが、手を打つたか打たないかは、七月、八月、九月の石炭の生産増強の現実に示しております。現に國會においては七月に石炭増産に感謝決議をした。この事實は、その裏面において政府が如何に大きな手を打つて、日本の石炭増産を初めて一〇〇%を突破せしめたかといふことを雄弁に物語つておるのであります。我々はそういう主観的な感情論でなく動かすことができないいゝゆる事實を以て、政府が如何に石炭の生産増強に手を打つて来たかといふことを雄弁に立証したい。このように考へます。

○玉置吉之丞君 只今までの質問なり應答を伺つておりますと、これがやはり増産になるかならんかといふことが私共の一番狙ひ所でありまして、又皆さんもそうであると思ふのであります。が、経営者の側において全面的に反對をしておるといふことは、これは公知の事實であつて、すでに我々の手許にいろ／＼な陳情が來ておることにして、又一面労働者の方の側の公聴会その他の場所における話等を総合いたしますと、これも亦肚の底からこういうものに賛成をしておらん。或いは見方によれば、ないよりましかも知れんといふような考へ方をしておるやうな話合もあり、又先刻小林君から御指摘になつたやうに、この間の公聴会の労働者側のお話は、要するに炭鉱全部を對象にせんけすれば、これは意をなささん、又この生産協議会といふものが一つの決議機関であつて、それが權威のあるものでなければ、我々としては認めないといふやうな議論をしておりました。

政府は何ら手を打たなかつたというお叱りを蒙りましたが、手を打つたか打たないかは、七月、八月、九月の石炭の生産増強の現実に示しております。現に國會においては七月に石炭増産に感謝決議をした。この事實は、その裏面において政府が如何に大きな手を打つて、日本の石炭増産を初めて一〇〇%を突破せしめたかといふことを雄弁に物語つておるのであります。我々はそういう主観的な感情論でなく動かすことができないいゝゆる事實を以て、政府が如何に石炭の生産増強に手を打つて来たかといふことを雄弁に立証したい。このように考へます。

政府は何ら手を打たなかつたというお叱りを蒙りましたが、手を打つたか打たないかは、七月、八月、九月の石炭の生産増強の現実に示しております。現に國會においては七月に石炭増産に感謝決議をした。この事實は、その裏面において政府が如何に大きな手を打つて、日本の石炭増産を初めて一〇〇%を突破せしめたかといふことを雄弁に物語つておるのであります。我々はそういう主観的な感情論でなく動かすことができないいゝゆる事實を以て、政府が如何に石炭の生産増強に手を打つて来たかといふことを雄弁に立証したい。このように考へます。

政府は何ら手を打たなかつたというお叱りを蒙りましたが、手を打つたか打たないかは、七月、八月、九月の石炭の生産増強の現実に示しております。現に國會においては七月に石炭増産に感謝決議をした。この事實は、その裏面において政府が如何に大きな手を打つて、日本の石炭増産を初めて一〇〇%を突破せしめたかといふことを雄弁に物語つておるのであります。我々はそういう主観的な感情論でなく動かすことができないいゝゆる事實を以て、政府が如何に石炭の生産増強に手を打つて来たかといふことを雄弁に立証したい。このように考へます。

そうすると、政府が考へておるようによい経営者は固より喜ばない。又只今細川君からもいふ、これは細川君は又別の立場においての御議論もありましようが、労働者の労働意欲を高めるようなものは織り込まれていないじやないか、こういう質問に対して大臣は、それはもう一〇〇%は行かんが、三〇%でも五〇%でも、それだけ満足させられるようなことを申しておられますけれども私はこの國管案がそういうところに狙いを付けて、果してこれが増産になるかどうかということに、多大の疑問を持つております。

一休生産の面において、生産を増強するといふこの目的を達成するためには、経営者側も労働者側も渾然一体となつて、この重要な石炭の増産をせんとしなければならぬという意欲を増すためには、こういうような政治の機構の一部をいじるとか、政治の改革をするといふことだけではいかぬことは固よりであります。大臣は度々経営者と労働者と政府とが三位一体となつてこの増産に邁進する、こういうことを高調されておられますけれども、私共は職争中によく軍官民が一体となつて云々といふことを聞いて、軍部の人々が我々の工場に出て来ていろいろ話をし、又素人から工場の中へ入つて管理に等しいような指導をした。その結果は今私が喋々申上げるまでもなく、各業界においてその面に當つた者が非常に迷惑し、而してその結果が増産どころでなくて、非常な減産を來しておるといふ事實は、これは私はここで時間を要しますから申上げませんけれども、そういう事態に考へて、淡い夢を見るような、政府の力というものはどうい

うようにお考へになるか知れませんが、私も、私は内閣というものが送ると政府の要路の大臣が送り、そうすると前にやつたことが又變つて來るといふような点で、一貫して、あなたが考へておるような熱意のある商工大臣ばかりならばいいが、石炭の問題に対して熱意を持つても考へ方が違ふといふような人が出て來て、そこに又その人の考の盛り込まれたような指導原理を以て政府が石炭の炭鉱に対して、いろいろなことを干渉するといふことは、却て増産を阻むといふような結果になりやしないか。現に官業である鉄道なり通信省の仕事その他等の点を考へてみますと、國家の管理に移すといふことが先ずこれは國管の前提でもありませんが、そういう國家管理に移すといふようなことによつて、労働者が非常に自分の地位が高められ、又親船に乗つたような、なんだかこういう氣楽な氣持になるような考へ方をして來はしないかといふ憂いを持つておるものであります。が、こういう点に対して、もう少し増産といふことの面から考へて、こういう案を、経営者も喜ばない、労働者も喜ばないといふようなものを持つて行つて、政府がそれをいろいろ資材その他資金の面を積極的に世話をする。そういうことによつて増産ができる。といふことの説明も聴きましたけれども、私は今政府が七月からずつと十月までに手を打つたから増産ができておる。こういうことを堀君の質問に対してお答になつたのであります。が、これを事実と徴しますと、資金の面にいたしましても、今日の貨幣價值から申して僅か二千万円か三千万円の金を借入れるために、九州の端なり北海道の

端から炭鉱経営者が上京して來て、我々のお世話をしておる石炭協力会等にも、いろいろ協力をお願いして來ております。が、私は今日のこの貨幣價值において三千万円や五千万円の資金を、石炭増産に必要な資金を借りるため、東京へ業者が上つて來るような、そういうようなやり方で果して政府は積極的に炭鉱の業者に對して石炭の増産に向つて資金の面の世話をしておるといふようなことは言われなかつたと思つてあります。これらのことはよろしく日本銀行の北海道の支店もあり、又附近に商工局の出張所もできておるのでありますから、そこでで以てそういうことを賄つてやるという手を先に打つことが私は増産であると思つてあります。殊に炭價の問題を決めるに當りまして、それをどくらく、重要な産業の本をなす石炭の價格を決めるその機關にしても、當業者なり又その各界各方面の權威者を集めて委員会でもつくつて、石炭の値段を直ちに決めて行つて上げ下げをみて行つてやる。こういうような價格の面に対しては後決めをするといふようなことをした結果が、減産を來したておるといふ最大の原因をなしておる一つの事實に徴して、政府は打つべき手を打つといふことではなればならぬ。例えば九州において十五万キロの電力が炭鉱の面において要するといふことに対して、十三万キロしか電力が出ない。もう二万キロ出るなにかの手を打てば、十分増産できる。同じ商工局の管理下におけるこの炭鉱の電力がもう二万キロ増すといふことにおいて増産ができるというこの問題に対して、電力をもう二万キロ増す手を打てば打てるということをお

は聴いておる。それに対して幾度かは聴いておる。それに対して幾度かは聴いておる。今にこれが決定できないといふような、こういう生ぬるい手を一方向に打つておつて、ただ國管案によつてこういうやり方をすれば増産ができる。といふようなことは、私は少し臆に落ちないのではありませんが、そういうことに対して、もう少し深く穿つた、一つこういうことによつて増産ができるのであるといふ得心の行ける大臣の御説明を伺つてみたいと思つてあります。

○國務大臣(水谷三郎君) 玉置さんの得心を得るかどうか知りませんが、先に小林さんの御質問に答へましたように、三つの点を挙げて、今度の國管案をなぜやらなくてはならないかといふ点を挙げておるような次第であります。いろ／＼石炭の点に關してお叱りを蒙りましたが、併し前の私の關係しない内閣の時分のことを言われまして、これは私として答へようがないのであります。私といたしましては炭價の先決めをやつたのであります。炭價を先決めせずにつつと放つて置いたのは、前の内閣の時代でありまして私の方といたしましては、内閣を取りますして、直ちに六月十一日に經濟緊急対策を開き、そして物價の改定をやりました。炭價の先決めをやつたような次第であるのであります。又その電力の点に關しましては、議論がありまして、それはもう私も十分分つておることでございますが、併しその電力の供給といふことに関しまして、直ちに資材に當るものであります。なかく、こういうことをやりたいと思ひながら現にやれないので私らの調査によりますと、現在の既存の火力、水力をフルに回復するにお

いても、現在の資材關係では約三ヶ年かかる。といふような状態に置かれておるのであります。更に又石炭の増産或いは資材の面に關しても、いろ／＼の点を今御批判なされましたが、併しなからこの石炭といふものが、外の重点産業と言われておる鉄、肥料或いは電力、そういうようなものに較べてさへも資金、資材に對してどのくらい優先的に扱われておるかといふことを考へて願いますならば、その点は十分御了解願ふと思つてあります。勿論我々はこの石炭産業といふものは最重要企業と言つておりますが、現在のこの乏しい經濟事情の下においては、そのいゝゆる最重要主義においても限度があるのであります。一〇〇%石炭企業への要求が資金、資材その他の面において應じ兼ねるのは、すべてそういう点であるのであります。その点は一つ御了承を願ひたいと思つてあります。

尙この國家管理法といふものは石炭増産の組織法でありまして、いゝゆるこの國家管理といふものの法律一本で石炭の増産ができるものではございせん。即ち石炭の増産に對しましてはベニシリンのような特効薬はないのでございまして、あの手この手を打たなければ、この石炭の増産といふものはできないのであります。この法案はいゝゆる石炭増産の組織法でございまして、この組織法にいろ／＼な施策を噛み合せて、やつて行くといふことで、初めて石炭の増産といふものができるとございまして。私といたしましてはこのいゝゆる國家管理法といふものは、これが石炭増産のベニシリンであると、そういうようなことは私は考へておりません。これは一つの單なる

ようが、政府の方と、いろいろの増産対策を

入るために、九州の端なり北海道の、

の火力、水力、水力をフルに回復するに

でありません。これは一つの事なる

組織法であつて、この組織法を中心に

いたしまして、いろいろの増産対策を

織り込ますことによりまして、石炭増

産対策というものができるといふ工合

に、さう御了承を願ひたいと思いま

す。従つて政府といたしまして、石

炭非常増産策を發表し、更に又最近

の炭鉱の資金の問題に關しましては炭

鉱特別運轉資金融資案というような

ものも考へております。更に又石炭非

常増産対策実施に關し、推進機關設置

の件、こういうようなものを考へ、又

最近いろいろの手も考へておりました

こういうものがすべてこのいわゆる組

織法の國管を中心としたもので運轉

されまして、ここに初めて石炭の増産

というものが期待できると。かように

まあ私は考へておる次第でございます

。

更に又玉置さんから、経営者或いは

労働者も一〇〇%喜ばない法を無理矢

理に出す必要はないのじやないかとい

うお叱りも蒙りましたが、これは玉置

さんも恐らくお子さんがおありでござ

いますように、いわゆる子供が駄々を

こねたときに、親は自分の言うことが

正しいということを考へなければ、子

供の駄々を退けることができません。親は

子供を教育して行かなくてはならん

であります。子供が駄々をこねたか

ら直ぐそれに……親の思ふ通りに行か

んというようなことでは、結局その子

供をスポイルさすだけでございます。

我々は労働者並びに経営者それらの

要求を聴きながら、どこに線を引くか

ということを一國國家的な大きな立場

の上に立つてやつて行くところに、い

わゆる國家の使命というものがあ

るではないかと思ふのでありまして、そ

の点は一つ御了承を願ひたいと、この

ように考へております。

○玉置吉之丞君 今大臣のお答を聴い

ておると、この案はベニシリン程には

効かんというように仰しやつておるの

ですが、それが私共と見解が違ふので

私共はこれは胃散くらない、毒にも藥

にもならんくらい、ひよつとすると

毒藥か劇藥じやないか知らんと思うの

であります。あなたの言われるベニシ

リンの話も聞いておるけれども、私は

実はまだ注射したことはないものであ

りますが、死にかかつておる者で治る

というくらいな藥だそうであります

そういう考へ方と私共の心配しておる

ところは全然違ふのであります。その

根拠は、私は別にベニシリン程効く

とは思ひませんが、それ程大事なこと

ではないが毒藥になつて、石炭増産に

悪い作用を來しやしないかということ

を心配いたしておるのであります。商

工大臣はなか／＼練達堪能な弁士であ

りますから、口では我々太刀打ちでき

ん。それはそれとして、一体新鉱開

発による石炭が、五ヶ年計画でこれだけ

のものが掘れるということを出しに

なつておるのであります。これには

深い根拠があつて、何処の地区にはど

ういふ炭鉱が幾らで、どういふふうな

工合だといふ根本数字を……別に大臣

の答弁を求めておるのではありませ

んが、資料があれば、この根拠を一つ

示し願ひたい。これは漠然とこうい

うものを出して我々を喜ばして呉れて

おるんでは詰らないと思ひます。根

拠をお示し願ひたいと思ひます。ただ

はそれをお答を望んでおるのは、毒藥

にあらんといふことをもつとはつきり

と聴かして頂きたい。こう思ふのであ

ります。

○政府委員(平井富三郎君) 新鉱の計

画で、昭和二十三年度に二十万トンと

計上してありますのは、大體対象地区

として七地区を考へてあります。北海

道の遠幌地区、三井福住地区、太平洋

地区、赤平地区、沖ノ山地区、小倉一坑

杵島五坑地区を考へておる次第でござ

います。これはすでに現在着手して

おる分が大部分でございまして、これ

によつて來年度二十万トン程度は見込

得るのじやないかと、かように予定

しておる数字であります。

○國務大臣(水谷長三郎君) 尙附加

て置きますが、新鉱の問題は二十三年

度におきましては、出炭炭七、掘進

炭二十二、それからこれによる出炭

はここにありますように二十万トン、

二十四年度は出炭炭七、掘進炭

三十一、出炭高五十万トン、二十五

年度においては出炭炭七、掘進炭

三十七、出炭高五十万トン、二十

六年度におきましては、出炭炭三十

七、掘進炭三十七、出炭高三百二十

万トン、二十七年におきましては、

出炭炭三十七、掘進炭三十七、出

炭高五百七十万トンといふ工合に予

定しておりまして、二十三年度にお

ける出炭炭七、只今政府委員が御説明

申上げた通りでございます。

○委員(長稻垣平太郎君) これは何

で、新鉱開発による大體資金が幾ら

といふような御予定は分つておりま

す。二十七年までの御予定であ

ります。といふことは、前にも申し上げ

たのであります。大體三千万トン

に對して、現在設備による出炭高は二

割何ぼ増えるのに對して、新鉱開

発によつては一割何ほしか増えない。これ

に對する資金の割合はどれくらいお使

いになるか、それによつて一体新鉱開

発に力を入れるのがよいか、或いは現

在設備をもう少し充實するのがよい

か、その点の数字を頂きたいと思ひ

ますが、この前私ちよつと申し上げて置いたと思

ひますが、この数字といふのは、

数量の意味の数字でなしに、金額

的にどれくらい掛かるかといふことを

承知いたして置きたいと思つてお

つたのであります。……この資料にあり

ましたので分りました。

○政府委員(平井富三郎君) お配り

しました資金計画の表に、起業設備資金

といたしまして、昭和二十三年度が約

百二十八億程度が計上してございま

す。この算定の仕方でございますが

五年度に亘ります新鉱の出炭の予定及

び一般炭鉱からの出炭の予定、及びこ

れに伴う資金、資材の予定を一應立

てましたのであります。この数字の

中で、いわゆる現在設備による出炭高

で、新鉱からの分と二つ別けておるわ

けであります。その中の現在設備によ

ります十分の出炭高といふのは、現在

行しておりますものからの出炭と、そ

れから現在の設備を利用しまして、新

しい地区の探採に……例えば現在探

ておるものは段々と下層に移るために

新しい施設をして掘つて行くといふよ

うな点も含んでおるのであります。要

するに現在の設備を基本にいたしま

した現在の復興地区からの出炭とい

ふのは、今後むしろ漸減して來ると

い傾向に相成るわけでありまして、即

ち第一表でございしますが、現在設備によ

る出炭高といふものは、二十七年

におきまして、二十六年よりむしろ下

降する傾向になつて來ることになる

のであります。大體におきまして現在

探採しております箇所が相当行詰つ

たのであります。現在設備によりま

す分も相當な危機を含んでおるわけ

であります。而して石炭の需要から申しま

すと、二十七年におきましては、ど

うしても四千万トンを超えた數量を以

てしなければ、日本の經濟の平衡を得

るといふことは困難でありますので、

その面からやはりいわゆる新鉱にも

當現在から着手して行かなければなら

ん、こういうふうな情勢で新鉱の計

画を立つたわけでありまして、將來

の設備を一〇〇%利用して、尙且足ら

ん。どうしても新鉱に移つて行かなければ

ならんといふ観点から、この新鉱の計

画を立つたのであります。その点は

この計画を立てました根本の建前であ

ります。それから資材につきましても

その観点から現在の設備を基本にいた

します出炭と、新鉱開発による出炭と

分けてあります。資金の計画につき

ましては、これは計算をいたします

ば出るわけでありまして、大體にお

きまして資金の關係においては、總括

的にどのくらいの資金を要するかとい

うことが根本の問題になりますので、この

資金計画におきましては、大體現在の

コストの内容その他を見まして、所要

資材、或いは所要人員等から總計費を

出しまして、經費で落すべき分を落

して、いわゆる純起業費といふものを

出し出したわけでございます。大體そ

うふうな計算方法になつておりま

す。○委員(長稻垣平太郎君) 外に御質問

はありませんか。御質疑がありませ
んければ、今日はこの程度で閉じたい
と思ひますが、よろしくございます
か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(稲垣平太郎君) それでは本
日はこれで散会いたします。

午後二時四十九分散会
出席者は左の通り。

委員長 稲垣平太郎君
理事 下條 恭兵君
小林 英三君

委員

大島農夫雄君
カニエ邦彦君
清水 武夫君
荒井 八郎君
木下 盛雄君
堀 末治君
池田七郎兵衛君
入交 太蔵君
鎌田 逸郎君
宿谷 榮一君
玉置吉之丞君
細川 嘉六君
佐々木良作君
水谷長三郎君

國務大臣

商工大臣

政府委員

商工事務員(石炭廳管理局)
長 平井富三郎君

十月十日予備審査のため、本委員会に
左の事件を付託された。

一、配炭公團法の一部を改正する法律
案(予第六十三号)

配炭公團法の一部を改正する法律案

配炭公團法の一部を次のように改正
する。

第一條第一項中「コークスを」を「コ
ークス(平成コークスを含む。以下同
じ。」「別表第一に掲げる亜炭」を
「別表第一に掲げる亜炭及び亜炭コ
ークス」に改める。

別表第一中「発熱量三、五〇〇カ
ロリ以上の亜炭」を「亜炭及び亜炭コ
ークス(泥炭その他主務大臣が指定する
亜炭及び亜炭コークスを除く。)」に改
める。

附則

この法律は、公布の日から、これを
施行する。

十月十三日本委員会に左の事件を付託
された。

一、亜炭増産に関する陳情(第四百六
号)

(陳第四百六号) 昭和二十二年九月
二十二日受理

距炭増産に関する陳情
山形市七日町山形縣炭業会長
三上喜久夫外七名

山形縣下の亜炭の埋蔵量は約三億トン
年産約三十万トンに達し品質極めて優
秀で五千カロリ内外のもの多く現下
の石炭不足に際し重要な役割を果して
いるが本縣は有名な積雪地方で多期に
おける防雪、除雪、雪害復旧のため設
備、資材、輸送等に要する費用莫大で
あるが、配炭公團の発足以来これ等の
特殊事情が考慮されなため距炭採掘
事業は大恐慌、大減産を來し全面的崩
壊の寸前にあるから國家的見地よりし
て(一)物價騰貴第四〇二号の取扱
を山形縣産炭は品位をC級に改めら

れたい。(二)責任生産制を実施し、
責任を究む後の超過生産に対し自主
的運営を認めること、その他につき考
慮願いたいとの陳情。

十月二十日本委員会に左の事件を付託
された。

一、國立亜炭研究所を山形縣新庄町に
設置することに關する請願(第三百
四十四号)

一、釜石製鉄所鉄鋼一貫作業再開促進
に關する請願(第三百七十九号)

一、生産合作社法制定に關する陳情
(第四百四十七号)

一、炭鐵國家管理反対に關する陳情
(第四百八十号)

(請第三百四十四号) 昭和二十二年
十月六日受理

國立亜炭研究所を山形縣新庄町に設置
することに關する請願

請願者 山形縣山形市七日町三山
形縣炭業会長 三上
喜久夫

紹介議員 小杉 繁安君

山形縣下の木炭炭鉱を中心とする最上
北村山炭田の距炭埋蔵量は三億トンと
称せられ年産三百万トンから五百万ト
ンの実績を有しており又各炭鉱にお
いては古くから加工方面の調査研究を
重ねその設備も整つてゐるし、炭層や
炭質についてもあらゆる方面から調査
研究の対象として眞に好條件を具備し
てゐるから、科学的技術的に距炭産業
の開発に新生面を開くため、最上北村
山炭田の中心地たる新庄町に國立亜炭
研究所を設置されたいとの請願。

(請第三百七十九号) 昭和二十二年
十月十一日受理

釜石製鉄所鉄鋼一貫作業再開促進に關
する請願

請願者 岩手縣釜石市鈴子町 鈴
木金作

紹介議員 千田 正君

釜石製鉄所は、年産十萬トンの鉄鋼一
貫作業設備を整備完成してゐるのであ
るが、現在配炭未定のため放出輸入重
油による一部製鋼延作を停止して復
旧成つた熔鉄炉に未だ火は点ぜられ
ず、待望の本格的生産再開に至つてい
ない実状であるから、釜石製鉄所の特
異性を考慮されて優先的に鉄鋼一貫作
業再開のため適切な措置を講ぜられ
たいとの請願。

(陳第四百四十七号) 昭和二十二年
九月三十日受理

生産合作社法制定に關する陳情

東京都千代田区神田駿河臺三ノ六住
友別館内社団法人日本生産合作社理
事長 杉山慈郎

政府が先きに發表した經濟緊急対策中
で言明された「勤労者が組織する生産
組合的な企業形態を制度化して、これ
を助長すること」を、早急に実現され
たいとの強烈な希望に基き、合作社、
即ち「勤労者が生産手段を共有し自分
の管理と経営で自分のために市場生産
を行う生産の組織」が、一、積極的な
失業対策として、二、農村工業の振興
のため、及び、三、中小零細工業の整
備再建の方策として、促進されたい
との陳情。

(陳第四百八十号) 昭和二十二年十
月四日受理

炭鐵國家管理反対に關する陳情

三井鐵山株式會社社長 山川良一外
百四十名

政府の意圖する炭鐵國家管理案は、増
産を目的とするを称しながら明らかに
イデオロギーに基き機構いぢりであつ
て炭鐵の経営活動を拘束し減産を招來
すること不可避であり、又折角自給的
に盛り上つた増産確保体制にき裂を生
ずる懸念もあつて、當面の我國經濟危
機突破を慮る困難ならしめるから、増
産に寄與しない本案を速かに撤回され
たいとの陳情。

十月二十七日日本委員会に左の事件を付
託された。

一、東北地方鉄鋼業振興に關する請願
(第四百二十四号)

(請第四百二十四号) 昭和二十二年
十月十八日受理

東北地方鉄鋼業振興に關する請願

請願者 仙臺市本荒町七 原田猪
八郎

紹介議員 藤井 丙午君

東北地方は鉄鋼生産に要する、原料、
燃料、動力等各種資源豊富にして、且
つ鉄鋼工場としての立地條件の優秀な
ることは、衆人の認むる所であるが、
現在これ等資源は殆どを擧げて遠く他
の工場地帯に搬送するため、送電ロス、
或は海陸の交通難等の問題も併発
し、生産再開にも國家的増産からも支
障を起す状態であるから、東北鉄鋼
業振興増産対策を早急に実現せられ
たいとの請願。

十一月四日本委員会に左の事件を付託
された。

一、國立亜炭研究所を山形縣新庄町に
設置することに關する請願(第四百
四十五号)

(請第四百四十五号) 昭和二十二年

十月六日受理

國立亞炭研究所を山形縣新庄町に設置
することに關する請願

請願者 山形縣最上郡新庄町長松

田久藏外八名

紹介議員 小杉 繁安君外二名

この請願の趣旨は、請第三百四十四号
と同じである。

昭和二十三年三月十九日印刷

昭和二十三年三月二十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局